

分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

2024年7月9日

LINE証券株式会社

代表取締役 正木 美雪

私たちは、LINE証券株式会社の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・金融商品取引法施行令第16条の15
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、2024年3月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、LINE証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。

この手続の実施の結果、私たちは、2024年3月31日現在において、LINE証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

LINE証券株式会社（以下「当社」という。）は、2024年5月27日開催の取締役会において、当社の証券事業を野村証券株式会社（以下「野村証券」という。）に承継させることを決議し、2024年5月31日に野村証券と吸収分割契約を締結しています。

①事業分離先企業の名称	野村証券
②分離する事業	証券事業
③事業分離を行う理由	当社を取り巻く環境の変化や各事業の収益性の見通しを踏まえ、最適な経営資源の配分を勘案した結果、当社の証券事業を野村証券に移管することが最善であると判断しました。
④事業分離日	2024年8月13日

⑤法的形式を含む取引の概要に関する事項	当社を吸収分割会社とし、野村証券を吸収分割承継会社とする、受取対価を金銭とする吸収分割
---------------------	---

以 上